

らくらくバックアップ無制限 利用規約

第1条 適用

らくらくバックアップ無制限 利用規約（以下「本契約」といいます）は、株式会社セールスパートナー（以下「当社」といいます）にて本契約に基づく利用登録が完了したお客様との間に適用される法的契約です。当社は、らくらくバックアップ無制限（以下「サービス」といいます）を運営し、本契約は、サービス、ウェブサイト（以下「サイト」といいます）、それらの更新事項および付属の書面によるマニュアルを含め、本契約で配信されるソフトウェアおよびサービスに関連して当社が提供するその他のソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）の使用に適用します。ソフトウェア、サイトおよびサービスは「製品」と総称することがあります。製品の利用を希望するお客様は、本契約および<http://www.aosbox.com/eula/aosboxCool/>に定める AOS データ株式会社との「利用規約」（以下「AOS 契約」といい、本契約と併せて、以下「本契約等」といいます）に同意の上、当社の定める方法により製品への加入を申し込み、当社がこれを承諾したことをもってサービスの利用登録が完了するものとします。なお、本契約と AOS 契約の間に齟齬が生じる場合、本契約が優先して適用されるものとします。

第2条 アカウントの管理

1. お客様がサービスを使用するにはアカウントを登録し、サービスの使用を継続する限り、登録情報を正確、完全かつ最新のものに保持することに同意しなければなりません。お客様のアカウントの登録情報に虚偽の事項がある場合は、当社はサービスの利用停止または本契約の解除をすることができます。
2. お客様はパスワードを常に安全な状態にしておくことに責任を有し、いかなる第三者にもパスワードを開示しないことに同意するものとします。お客様はサブアカウントを含め、お客様の名義およびアカウントで発生するいかなる活動に対しても全責任を有します。お客様がアカウントのパスワードまたは暗号化キーを紛失した場合、お客様はバックアップデータにアクセスできません。お客様は、アカウントの不正使用またはサービスに関連するその他の違反が発生したことが判明した場合については、直ちに当社に連絡しなければなりません。当社は、違反が発生した、または発生する可能性があると判断した場合、お客様のアカウントを一時停止し、ユーザー名およびパスワードを変更するよう要求できるものとします。

第3条 利用料金

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます）は、月額 500 円（税別）とします。
2. お客様は、本料金を当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。月の途中から本サービスの提供が開始した場合、及び、月の途中で本利用規約に基づく契約が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われたいものとします。なお、本サービスの提供期間中、お客様が本サービスを使用していない場合であっても、本料金は適用されます。
3. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であ

っても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。
尚、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

第4条 個人情報の取り扱い

お客様は、当社によるお客様の個人情報の収集、使用および開示に関して、当社のプライバシーポリシー (<https://sales-p.co.jp/privacypolicy/>) に準拠することに同意します。

第5条 サービスの利用

本契約等に従って当社は、お客様に対し、サイトにアクセスし、サービスおよびソフトウェアを使用するための、限定、非排他的、譲渡不可、取消可能のライセンスを付与します。お客様は、サイトに記載され、または当社が提供するその他のマニュアルに記載されているアカウントタイプに、その時点で最新のマニュアルで指定されているデバイス数およびデバイスタイプ上のみ実行可能形式のソフトウェアをインストールおよび使用できます。お客様は特定の第三者コードがソフトウェアで提供され、この使用には当該コードに付随するライセンス条件が適用されることに同意するものとします。当社は、AOS データ株式会社より許諾を受けて、サービスをお客様に提供します。

第6条 知的所有権

1. お客様は、全ての知的所有権を含め、製品に係わる全ての権利、権限および利益を当社またはその他権利を保持する第三者が所有することに同意するものとします。本契約等で付与されるライセンスを除き、当社およびそのライセンサーは製品の全ての権利を留保しており、いかなる黙示ライセンスもお客様に付与されることはありません。
2. 当社は、お客様又は第三者が以下の事項を行うことについて、許可をしないものとします。
 - ① 製品のいずれかの部分に関するサブライセンス付与、貸出、レンタル、貸付、譲渡または配布
 - ② 製品の変更、改作、変換または二次的著作物の作成。製品の逆コンパイル、リバースエンジニアリング、または分解または製品からのソースコードの引出し
 - ③ ソフトウェアまたはサイト上に表示されている商標、著作権、またはその他の所有権通知の取外し、隠蔽または変更

第7条 お客様の責任と禁止事項

1. お客様は、サービスおよびサービス上に保存するバックアップデータに関して全責任を負うものとします。特に、製品を使用して、以下の行為に及ばないことに同意します。
 - ① 関連する法律または本契約等への違反
 - ② 第三者の知的所有権またはその他の権利の侵害
 - ③ トロイの木馬、ワームまたは時限爆弾などのウィルスまたはその他の有害なコンピュータコードもしくはファイルを含む資料の送信

- ④ 公序良俗に反するまたはその恐れのある行為
- ⑤ 犯罪行為または犯罪行為に結びつく行為
- 2. 当社は他人の知的所有権を尊重し、サービスのお客様も同様であることを要求します。お客様が製品を使用する際、お客様は第三者の著作権、特許権、商標権、企業秘密またはその他の知的所有権を侵害する資料をアップロード、格納、共有、表示、投稿、電子メール送信、送信または利用させることができません。侵害が繰り返された場合、または前項の各号の禁止事項に抵触する行為を行った場合には、当社は適切な条件の下で、サービスの利用停止または当該アカウントを解除します。
- 3. お客様は、以下に関連して生じる、妥当な弁護士費用およびコストを含め、全ての請求権、法的責任、損害、損失および費用について、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社を防御し、補償し、損害を与えないものとします。
 - ① 製品の使用
 - ② 本契約等の違反
 - ③ 知的所有権を含む第三者の権利の侵害
 - ④ お客様のバックアップデータを使用したことによって第三者に損害を引き起こしたとする請求権
- 4. 前項の補償の義務は、お客様のアカウントおよび本契約等の解除または期間終了後も存続します。

第8条 サービスの中断および中止

- 1. 当社は、次の場合にはサービスの全てまたは一部の提供を変更、中止または中断することができます。
 - ① サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
 - ② サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき
 - ③ サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき
 - ④ 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき
 - ⑤ その他当社がサービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき
- 2. 前項について、当社は商業的に相当な範囲内で努力し、お客様に電子メール、顧客内メッセージを送信、またはサイト上に関連情報を掲載し、当該措置を通知します。

第9条 契約の変更

- 1. 当社は、常に本契約を変更する権利を有し、各変更事項はサイトに掲載されると有効になります。重大な変更については全て将来についてのみ適用されます。かかる変更後のお客様による製品の継続使用は、変更後の条件に同意したものと見なされます。かかる変更を継続して入手するために、サイト上に掲載されている本契約等の最新版の確認が求められます。本契約等の順守に同意しない場合は、直ちに製品の使用を停止しなければなりません。
- 2. 本契約等および掲載された改訂版は、アカウントの維持またはサービスの使用を継続する限

り有効です。お客様は、当社が指定する方法に従って製品の使用を停止することで、いつでも、いかなる理由であっても、アカウントを解除できます。

第10条 契約の解除

当社は、お客様が、以下の各号に該当する、または本契約等が順守されないときは、当社は通知なしでお客様のアカウントおよび本契約等を直ちに解除できます。

- ① サービス利用料金の支払いの遅延または不履行があった場合
- ② 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ③ 破産、民事再生、特別清算、または会社更生等の申立てを行い、あるいは申立てを受けた場合、またはそれらのおそれがあると認められる場合
- ④ 手形、小切手が不渡りとなり、その他支払停止状態に至った場合
- ⑤ 営業を廃止・休止・変更し、または第三者に管理される等営業内容に変更があった場合、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑦ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明した場合
- ⑧ その他上記各号の一に準ずる事由があった場合
- ⑨ 後見・保佐・補助開始の審判を受けた場合
- ⑩ 死亡した場合
- ⑪ 当社とシステムの管理・運営を行う者との間で締結されたシステムの提供に関する契約が事由の如何を問わず終了した場合
- ⑫ 当社がサービスを提供できなくなった場合

第11条 本契約等の解約

1. お客様は、当社が指定する方法により、本契約等を解約することができるものとします。
2. お客様は、前項に定める方法により、各月の1日から末日までに解約手続きが完了した場合、当該月の末日をもって本契約等の解約が成立するものとします。

第12条 契約終了後の措置

お客様のアカウントまたは本契約等の解除または契約期間の終了を受けて、お客様はソフトウェアおよびサービスの使用を継続する権利を失い、バックアップデータへのアクセスおよび復元はできなくなります。また、特に、当社にはバックアップデータのコピーをお客様または他の人に提供する義務はなく、自動的にバックアップデータを当社のシステムから削除できることにお客様は同意するものとします。

第13条 サービスの終了

当社は、お客様に対し1ヶ月以上前に通知することにより、サービスを終了できるものとします。この場合、サービス終了に関して当社は、お客様その他いかなる者に対しても、いかなる責任も

負わないものとします。

第14条 第三者への委託等

当社は、本契約等に基づく当社の義務の全部または一部を第三者に委任または請け負わせることができるものとします。

第15条 紛争の解決

本契約等に定めのない事項および本契約等の各条項の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

第16条 免責

1. お客様は、特に、サービスに関する製品（以下「製品」といいます）をお客様の責任で使用し、製品が「現状のまま」、「提供可能な状態」で提供されることに同意するものとします。当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、市販性の黙示保証、特定の目的に対する適合性、侵害行為のないことを含め、明示的または黙示的なあらゆる種類の全ての保証をしません。特に、当社、そのサプライヤー、再販業者、パートナーおよびそれぞれの関係会社は、(A) 製品がお客様の要件を満たすこと、(B) お客様は製品を、適時に、中断なく、安全にまたはエラーなく使用できること、(C) 製品の使用によって取得する情報が全て正確または信頼性があること、(D) 製品の欠陥またはエラーが修正されることを保証しません。
2. お客様が保存した情報が消失または破損した場合でも、当社は消失または破損に伴うお客様または他社からの損害賠償の責任を免れるものとします。
3. 当社は第7条第1項により、一切の責任を負うことなく、サービスの変更、中断または中止をする場合があります、当社はサービスの品質については如何なる保証も行わないものとします。また、第7条第1項以外の製品の欠陥が原因となり、お客様へ損失や損害が発生した場合も、当社の故意または重過失によるものを除き、当社は責任を負わないものとします。
4. 第5条第2項による利用の停止またはアカウントの解除、第10条によるアカウントの解除、その他の本契約等違反による利用停止またはアカウントの解除により、お客様に発生した損害に対しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. ダウンロードした資料または製品の使用により別途取得した資料はお客様の裁量と責任でアクセスしたものであり、かかる資料をダウンロードしたことで起こり得るお客様のデバイスの損傷またはデータの損失に対しては、お客様が全責任を負うものとします。さらに、お客様は、製品は、死亡、人身傷害または重大な物理的もしくは環境面での損害を引き起こす可能性がある用途への使用を意図していない、またはこれに適していないことに同意するものとします。
6. 製品の使用もしくは使用不能に起因し、または製品に別途関連し、利益、営業権、使用、データ、代替の商品もしくはサービスの調達費またはその他の無形の損失に係わる損害を含め（お客様が当該損害を請求する相手方が当該損害の可能性を承知していた場合であっても）、

間接的、偶発的、特別、派生的または懲罰的損害について、当社はおお客様に対する責任を負わないものとします。

7. 当社がおお客様又はその他の第三者に損害賠償責任を負う場合には、賠償額の上限はおお客様が当社に支払った製品について、1 アカウントかつ 1 ヶ月あたりの月額利用料相当額を超えないものとします。当社は、いかなる場合であっても、製品の利用にあたり生じた逸失利益、特別事情による損害、営業利益その他期待権、第三者からおお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害については、一切の責任を負わないものとします。この損害の制限はおお客様と当社間の本契約等の基本的要素であることに同意します。

第 17 条 法令の遵守

おお客様は、製品の使用が米国、日本およびその他の諸国の輸出入法に服することがあることに同意するものとします。おお客様は全ての輸出入法および規則を順守することに同意するものとします。特に、製品を米国の輸出禁止諸国、または米国財務省の特別指定国民リストもしくは米国商務省の禁輸対象者リストに記載されている個人に輸出または再輸出することはできないことに同意します。おお客様は製品を使用することで、かかる国に居住していない、またはかかるリストに掲載されていないことを表明し、保証します。また、ミサイル、核、化学または生物兵器の開発、設計、製造または生産など、米国法および日本法が禁止している目的に製品を使用しないことに同意します。

第 18 条 準拠法および裁判管轄

1. 本契約等およびおお客様と当社間の関係は、日本法に準拠します。本契約等によって生じる紛争は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。知的所有権に関しては、特に、当社はその権利の保護または執行にあたっては任意の裁判管轄において訴訟を提起できることに同意します。国際物品売買契約に関する国際連合条約は本契約等には適用されません。
2. 本契約等は、おお客様と当社間の完全合意を構成しており、製品に関連するおお客様と当社間のそれ以前の契約に取って代わるものとします。本契約等のいずれかの部分が無効または執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本契約等の規定を行使または執行しなかった場合、かかる権利または規定の放棄とは解釈されません。本契約等で別段の定めがある場合を除き、本契約等に第三受益者は存在しないことに同意します。本契約等または製品の使用に関する全ての請求権または請求原因は、請求原因が生じてから 1 年以内に提訴する必要があり、それ以降は永久に提訴できません。
3. おお客様は、当社の書面による事前の同意なく、本契約等に基づく権利または義務を第三者に譲渡または移転できません。当社は、本契約等を自由に譲渡できるものとします。

制定日：2018 年 8 月 1 日

らくらくバックアップ無制限利用規約 NURO 光特則

第1条 (本特則の目的)

「らくらくバックアップ無制限利用規約 NURO 光特則」(以下「本特則」といいます。)は、株式会社セールspartner(以下「当社」といいます。)が、利用者に「らくらくバックアップ無制限利用規約」(以下「本規約」といいます。)により提供する「らくらくバックアップ無制限」(以下「本サービス」といいます。)に関連して、当社が利用者には有する利用料金の請求債権等を、当社の販売代理店であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下「SNC」といいます。)に債権譲渡するにあたり、本規約・本特則の適用関係その他必要事項について定めることを目的とします。

第2条 (本特則の適用対象)

SNCを介して、当社と本サービスに係る利用契約を締結した利用者を本特則の適用対象とします。

第3条 (債権譲渡の通知・利用者の承諾)

1. 当社は、本規約に基づき発生する、利用者に対する利用料金の請求債権等(利用料金の支払請求権その他利用契約に基づく一切の金銭債権をいいます。)を、SNCに対して譲渡するものとします。
2. 前項に規定する債権譲渡は、当社が利用者に対する債権を取得する都度、当該債権の取得と同時に行為されるものとします。
3. 利用者は、前二項に定める債権譲渡につき、予め異議なく承諾するものとします。
4. 当社が債権譲渡をした場合、利用者は、SNCに対して、SNCの定める支払方法により、利用料金相当額を支払うものとします。

第4条 (本特則の終了)

1. 当社とSNCとの間の債権譲渡契約又は代理店契約等その他本特則の実施に必要な契約関係が終了した場合、本特則は、当然に終了するものとします。
2. 前項による終了をする場合、当社又はSNCは、その終了の1ヶ月前までに、本特則の適用される利用者に対して通知するものとします。なお、1ヶ月前に通知することが困難である場合は事前に可能な限り速やかに通知するものとします。
3. 本特則が終了した場合、利用者には、本特則は適用されず、本規約が適用されるものとします。

第5条 (その他適用関係等)

1. 利用者は、本サービスを利用するには、本特則のほか、本規約に定める利用条件に同意するものとします。
2. 本特則と本規約との間で抵触する条項等が存在する場合には、本特則における定めが優先的に適用されるものとします。
3. 本特則における用語の定義は、本特則に定めがあるものを除き、本規約の定めに従うものとします。また、本特則に定めのない事項に関しては、本規約の各条項を適用するものとします。
4. 本特則は、2018年8月1日より適用するものとします。

制定日：2018年8月1日

東京都豊島区南池袋二丁目9番9号
株式会社セールspartner